別紙

再度入札及び不落札等の場合の取扱い

○郵便等による入札が含まれていない場合、直ちに、再度入札を行う。

【総合評価競争入札心得第９条】

○郵便等による入札が含まれている場合、再度入札の執行日時等を決定し、入札者に通知。（再度入札において、再び郵便等による入札を行うのに必要な相当の期間を設ける必要があるため。

【物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める要領第７第２項】

この場合、企画提案書も新たに提出することとし、当初の入札の際に提出したものと異なる内容のものを提出することができるが、当初の入札の際に提出した企画提案書を提出したい旨を申し出た場合は既に提出があったものとして取り扱う。

◎再度入札実施した結果

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、落札者決定基準により価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。

落札者決定

①予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいない場合
②再度入札に応札者がいない場合
③予定価格の範囲内である価格をもって申し込みをした入札者全員の入札価格及び企画提案書を評価した結果当該入札者全員が最低限の要求水準を満たしていないことにより落札者がいない場合

入札者がいなかったものとみなし、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号及び総合評価競争入札取扱要領（平成15年局総第35号）第４の２の規定により、最低価格の入札者から見積書及び企画提案書を徴し、随意契約を行う。